

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 10 月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600115 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1600021 号

第1 結論

平成6年*月から平成7年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年*月から平成7年5月まで

私は、平成7年3月に短期大学を卒業して、実家のあるA市に戻ってから、A市役所の窓口に行き、20歳からの国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるので、請求期間の保険料が未納となっているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成6年12月19日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された記号番号の一つであり、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から、請求者は平成7年3月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付時期は、平成7年4月から2年以内であるとしている上、保険料の納付額は、当初、4万円としていたが、その後、はっきりと覚えていないと陳述しており、請求者の保険料の納付に関する記憶は明確でない。

また、オンライン記録によると、請求者は、平成7年9月16日から平成8年3月1日までの6か月における国民年金の未加入期間があり、厚生年金保険と国民年金の切替えに伴い、国民年金の資格取得及び資格喪失手続を行っていない上、請求期間のほかに国民年金の加入期間がなく、国民年金保険料の納付済期間がないことが確認できる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。